

保護者の皆様へ

教育委員会事務局
学務課長 小林 晴臣
(公印省略)

学校給食費の無償化について(通知)

区では、昨今の物価高の中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を強化することを目的に、下記のとおり学校給食費の無償化を実施しております。

記

1 対象者

区立小・中学校に在籍し、給食の提供を受ける児童生徒の保護者

※食物アレルギー対応等で毎日弁当を持参する場合は、学校に御相談ください。

2 手続き方法

保護者の手続きは不要です。

3 補助の方法

保護者の委任を受け、月毎に学校長が区へ補助金交付を申請します。

申請内容を審査後、学校給食費相当の補助金を区が学校長に交付します。

4 補助金にかかる同意及び委任について

本通知をもって、下記の事項に同意のうえ、委任したものとみなして、本事業を実施します。御同意いただけない場合には、個別に御相談を承っておりますので、下記担当部署まで御連絡ください。

(1) 同意事項(個人情報の取扱い)

補助金の交付決定にかかる審査及び交付金額を決定するため、学務課長が、個人情報を利用することに同意します。

(2) 委任事項

補助金の交付申請から受領にかかる手続きの権限を、児童生徒の在籍する区立学校の学校長に委任します。また、決定された補助金の請求に関する権限を、学務課長に委任します。

板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係
電 話 (3 5 7 9) 2 6 1 7
FAX (3 5 7 9) 4 2 1 4